

日本工科大学校・日本語学科規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、外国人に対する日本語教育を行い、留学生の支援体制の構築を図り、進学・就職に必要な知識・技術の向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、専門学校日本工科大学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を兵庫県姫路市兼田上日暮383番地の22に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及び休業日

第1部・第2部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部	進学Aコース	2年	80人	4	4月生80人
	進学Bコース	1年6月	40人	2	10月生40人
	小計		120人	6	
第2部	進学Aコース	2年	80人	4	4月生80人
	進学Bコース	1年6月	40人	2	10月生40人
	小計		120人	6	
計			240人	12	

(コースの始期・終期等)

第5条 (1) 本校の進学Aコースは、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(2) 本校の進学Bコースは、10月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

次年度は、前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 学校の定める夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日

2 前項の休業日は事情により変更することがある。

3 臨時の休業日については、校長がその都度定める。

第3章 教育課程、授業時間数、学習の評価及び教員組織

(教育課程・授業時間数)

第7条 本校の教育課程及び授業時間数は、800時間以上とする。(1単位時間は、45分)。

(始業・終業時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

9時00分から16時10分までとする。

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長(学部長) 1名
 - (2) 学科長 1名
 - (3) 主任教員 1名以上(専任)
 - (4) 教員 11名以上(内専任6名以上)
 - (5) 事務を統括する職員 1名
 - (6) 生活指導担当者 2名以上
 - (7) 事務職員 1名以上
- 2 校長(学部長)は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
 - 3 学科長は校務を整理し、必要に応じて教育をつかさどる。
 - 4 学校運営の意思決定機関を「校務運営委員会」とする。
 - (1) 構成員は、学科長(主任)、課長クラス以上とする。
 - (2) 必要と認める時は、その他職員の招集が出来る。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 外国において12年の学校教育を修了し、留学ビザ取得が可能な者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 日本語能力検定試験5級程度の日本語能力を持つ者または同等の能力の者(進学Aコース)
- (4) 日本語能力検定試験4級程度の日本語能力を持つ者または同等の能力の者(進学Bコース)
- (5) 日本において修学するための学費及び生活費を準備できる者
- (6) 信頼のおける保証人を有する者
- (7) 正当な手続きによって、日本へ入国を許可された者、又は許可される見込みのある者

(入学時期)

第11条 本校の入学時期は、年2回次のとおりとする。

その時期は、4月1日と、10月1日とする。

(入学手続・許可)

第12条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学を希望する者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第20条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければなら

らない。

(2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学を決定する。

(3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から 10 日以内に第 20 条に定める入学金を添えて手続をとらなければならない。

(休学・復学)

第 13 条 疾病その他の理由により引き続き 2 ヶ月以上休学する場合は、その理由を記載した書類または診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、その年度をこえることはできない。

ただし、特別の事情のあるときは、手続を行ない、校長の許可を得てさらに次の年度まで延長することができる。

ただし、休学の期間は 2 年度をこえることができない。

3 復学しようとする場合は、復学願に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に届け出て復学することができる。

(退学)

第 14 条 退学しようとする者は、その理由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(卒業・卒業時期)

第 15 条 校長は、教育課程の定めるところにより、学年毎に修了すべき学科目について評価を行い、合格した者に対して当該学科目の修了を認定する。

2 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

3 卒業の時期は最終学年の 3 月とする。

(褒賞)

第 16 条 成績優秀にして、他の模範となる者には、学生指導委員会の議を経て褒賞することがある。

2 褒賞は次の各号とする。

- ・ 学校法人誠和学院理事長賞
- ・ 専修学校教育振興会理事長賞
- ・ 兵庫県専修学校各種学校連合会会長賞
- ・ 学校法人誠和学院努力賞

(懲戒)

第 17 条 教育上必要があるときは、学生指導委員会の議を経て退学、その他の懲戒を加えることがある。

2 退学は、次の各号の一つに該当する者について行うものとする。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成績の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく、出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(除籍)

第 18 条 授業料など、学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者に対しては、除籍することができる。

第5章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第19条 本校の入学金、授業料は、次の通りとする。

	進学Aコース(2年)	進学Bコース(1年6ヶ月)	
	年額	1年目	2年目(6ヶ月)
入学金	50,000円	50,000円	
授業料	640,000円	640,000円	320,000円
施設費	40,000円	40,000円	20,000円
初年度計	730,000円	730,000円	
2年目計	680,000円		340,000円

- 2 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 特別の事由がある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。
- 4 既に納入した納入金は、返還しない。

(寄宿舎等)

第20条 寄舎等に関する事項は、校長が別に細則で定める。

(健康診断)

第21条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

第22条 この学則の施行に関する必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。